

製品安全データシート

1 製品及び会社情報

会社 有限会社トライケミカル
住所 大阪府和泉市国分町1598-16
担当者 高藤 三樹治
電話番号 0725-99-8920 FAX番号 0725-99-8930
緊急連絡先 同上
作成 2014年10月11日

製品名 (商品名) 水切り剤

2 危険有害性の要約

危険物第4類 第2石油類 (消防法 危険物)
引火性物質 (労働安全衛生法 施行令 危険物 引火性の物)

GHS分類:

引火性液体:	区分3
急性毒性(経口):	区分外
急性毒性(経皮):	区分外
急性毒性(吸入-気体):	区分外
急性毒性(吸入-蒸気):	分類できない
急性毒性(吸入-粉塵・ミスト):	区分外
皮膚腐食/刺激性:	区分2
眼に対する重篤な損傷性/刺激性:	区分外
呼吸器感作性:	分類できない
皮膚感作性:	分類できない
生殖細胞変異原性:	区分外
発がん性:	区分外
生殖毒性:	分類できない
特定標的臓器/全身毒性(単回暴露):	区分3
特定標的臓器/全身毒性(反復暴露):	分類できない
吸引性呼吸器有害性:	区分1
水生環境有害性(急性):	分類できない
水生環境有害性(慢性):	分類できない

GHSラベル要素:

シンボル:



注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

引火性液体および蒸気
飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
皮膚刺激
重篤な眼への刺激性
気道への刺激のおそれ/眠気またはめまいのおそれ

注意書き:

「予防策」

- ・すべての安全注意(MSDS等)を読み理解するまで取扱わないこと。
- ・容器を密封し、取扱い時にはこぼれないように注意すること。
- ・熱、火花、高温体の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器、火花の出ない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。取り扱う際は、導電性の良い金属容器を使用、必ずアースをすること。
- ・保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。
- ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。また、飲み込まないこと(飲み込むと下痢、嘔吐する)。
- ・この製品を使用する時に飲食しないこと。
- ・取り扱い後はよく手を洗うこと。
- ・空容器に圧力をかけないこと(破裂の恐れがあるため)。
- ・容器を溶接、加熱、穴あけ又は切断しないこと(残留物が爆発・発火する恐れがあるため)。
- ・環境への放出を避けること。

「対応」

- ・火災の場合:消火には粉末、泡または炭酸ガス消火器を使用すること。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼で洗うこと。汚染された衣服を再使用する場合には洗濯すること。
- ・皮膚刺激が生じた場合:医師の診断・手当てを受けること。
- ・眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。医師の診断手当てを受けること。
- ・暴露あるいは暴露の懸念がある、又は気分が悪い場合:医師の診断・手当てを受けること。
- ・吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- ・医師の診断が必要な場合:製品容器またはラベルを手元に用意すること。

「保管」

- ・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
- ・容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
- ・子供の手の届かない場所に保管すること。

「破棄」

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄処理業者に廃棄を委託する(不明な場合は購入先に相談の上処理すること)。

3 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別	:	混合物	
化学名	:	防錆油	
成分及び含有量	:	石油系溶剤	約95%~99%
	:	防錆添加剤	約1%~5%

化学式又は構造式	:	特定できない。
官報公示整理番号 化審法	:	企業秘密なので記載できない。
CAS No.	:	企業秘密なので記載できない。
国連分類及び国連番号	:	該当しない
労働安全衛生法	:	灯油
特定化学物質の環境 への排出量の把握等 および管理の改善の 促進に関する法律 (PRTR法)	:	キシレン、1,2,4-トリメチルベンゼン

4 応急措置

皮膚(または髪)に付着した場合:	・ 直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹸水で洗う。汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。
眼に入った場合:	・ 清浄な水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズ着用して容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低 15 分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
吸入した場合:	1. 新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。 2. 呼吸が止まっている場合及び呼吸が弱い場合は、衣類をゆるめ、呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。
飲み込んだ場合:	無理に吐かせないで、医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。
予想される急性症状及び遅発性症状、 並びに最も重要な徴候及び症状:	・ 誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、吐くことがある。嘔吐中に、飲み込んだ本品が肺に吸入されると、化学性肺炎を起こし、致命的となることがある。
応急措置をする者の保護:	・ 現在のところ有用な情報なし。
医師に対する特別な注意事項:	・ 現在のところ有用な情報なし。

5 火災時の処置

消火剤:	1. 霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。 2. 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 3. 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
使ってはならない消火剤: 火災時の特定危険有害性:	・ 棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。 1. 高温の金属表面等に接触したり、燃料管から漏洩した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。 2. 燃焼の際は、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。
特定の消火方法:	1. 周囲の設備等に散水して冷却する。 2. 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
消火を行う者の保護:	1. 消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用し、皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。 2. 消火作業を行う者は、空気呼吸器などの保護具を着用し、酸素欠乏および有害ガスから身をまもること。

6 漏洩時の処置

人体に対する注意事項、
保護具及び緊急措置：

環境に対する注意事項：

回収、中和、並びに封じこめ
及び浄化の方法、機材：

二次災害の防止策：

- ・ 消火用器材を準備する。作業の際には消火用保護具を着用する。
- 1. 下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。
- 2. 海上の場合、展張船によるオイルフェンスの展張は危険防止のため蒸気の及ばない範囲で行う。止むを得ず危険範囲に近づく場合は蒸気の拡散状況を把握し（風向、風速、ガス濃度等）安全を確認する。
- 1. 蒸発しやすいので、速やかに全ての着火源を取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。
- 2. 危険地域より人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立入りを禁止する。
- 3. 少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。
- 4. 大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。
- 1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
- 2. 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い：

技術的対策：

注意事項

安全取扱い事項：

保管：

保管条件：

適切な技術的対策：

注意事項：

容器包装材料：

- 1. 熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。
- 2. 皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。
- 1. 室内で取扱いを行う場合は、十分な換気を行う。
- 2. 換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。
- ・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
- 1. 直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
- 2. 容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
- 3. 危険物の表示をして保管する。
- ・ 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- ・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。
- ・ 容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。

8 暴露防止及び保護措置

設備対策：

管理濃度：

- 1. ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は廃棄装置を設ける。
- 2. 取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。
- ・ 設定されていない(作業環境評価基準：労働省告示第

許容濃度：	26号、平成7年3月27日) 1. 日本産業衛生学会 a) (2006年度版) 勧告値なし 2. ACGIH b) (2004年度版) 勧告値なし
保護具：	
呼吸器用の保護具：	・ 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
手の保護具：	・ 長期又は繰り返し接触する場合は耐油性のものを着用する。
眼の保護具：	・ 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
皮膚及び身体の保護具：	・ 長期間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には耐油性長袖作業着を着用する。
適切な衛生対策：	・ 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗淨してから再使用する。

9 物理的及び化学的性質：

形状：	・ 引火性液体
色：	・ 淡黄色透明液体
沸点、初留点及び沸騰範囲：	・ 140～310℃
融点・凝固点：	・ データなし
自然発火温度：	・ 約240℃
引火点：	・ 40～75℃
可燃性：	・ あり
爆発限界：	・ 上限 7% 下限 1%
蒸発密度：	・ データなし
比重：	・ 0.76～0.83
溶解性：	・ 水に対する溶解性：不溶

10 安定性及び反応性

安定性：	・ 常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。
危険有害反応可能性：	・ 強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件：	・ 混触危険物質との接触。
混触危険物質：	・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。
危険有害な生成物：	・ 燃焼の際は煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。
その他：	・ 現在のところ有用な情報なし。

11 有害性情報：

灯油

急性毒性

経口：	jet propulsion fuel(JP)のラットLD50値が>48000mg/kg、straight run keroseneをラットに経口投与したGLP試験において5000mg/kgで死亡が認められなかった。
経皮：	straight run keroseneをウサギに経皮投与したGLP試験において2000mg/kgで死亡が認められなかった。
吸入：	データなし。

皮膚腐食性/刺激性：

ヒトで皮膚への接触により刺激性が認められた。

眼に対する重篤な損傷性/刺激性：

眼を刺激しない。

ウサギを用いたDraize test(GLP試験)で刺激性が認められなかった。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

呼吸器： データなし。

皮膚： モルモットを用いたBuehler(GLP試験)で感作性が認められなかった。

生殖細胞変異原性：

体細胞を用いるin vivo変異原性試験であるラット骨髄細胞を用いる染色体異常試験でJet fuel Aについて陽性の結果があるがkeroseneについては陰性の結果があり、マウス骨髄を用いた小核試験でもdiesel No.1について、さらに、げっ歯類を用いる優性致死試験でもkeroseneおよびjet fuelについて陰性の結果がある。

発がん性：

IARC 45(1989)ではjet fuel(kerosene,8008-20-6)およびDistillate(light)fuel oilsがグループ3に分類されているが、ACGIH(2001)ではkerosene/jet fuelがA3に分類されている。

生殖毒性：

妊娠ラットへの投与試験で生殖毒性が認められなかったとのデータはあるが、親動物への影響についてのデータがないため、投与量(蒸気圧から計算できる飽和濃度未満)が適切であるか否かの判断ができない。

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)：

ヒト暴露例で中枢神経抑制やめまいなどが認められた。

マウスを用いた吸入暴露試験で気道刺激性が認められた。

特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)：

データなし。

吸引性呼吸器有害性：

ヒトで誤嚥により化学性肺炎をおこす。

12 環境影響情報

生体毒性	：	現在のところ有用な情報なし
残留性、分解性	：	現在のところ有用な情報なし
生体蓄積性	：	現在のところ有用な情報なし
土壤中の移動性	：	現在のところ有用な情報なし

13 廃棄上の注意：

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
 2. 投棄禁止。
 3. 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
 4. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。
-

14 輸送上の注意：

国際規制：

国連番号

品名

国連分類

容器等級

海洋汚染物質

国内規制：

陸上

海上

航空

輸送の特定の安全対策及び条件：

- ・ 非該当
- ・ 非該当
- ・ 国連の分類基準に該当せず
- ・ 非該当
- ・ 非該当
- ・ 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
 1. 消防法 危険物第4類第2石油類 非水溶性 危険等級Ⅲ
 2. 労働安全衛生法通知対象物
- ・ 船舶安全法 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 引火性液体類
- ・ 航空法 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示 引火性液体類
- ・ 1. 運搬容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の表示をする。
- ・ 2. 指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し、消化設備を備える。
- ・ 3. 陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは3m以下とする。
- ・ 4. 第1類及び第6類の危険物との混載を禁止する。
- ・ 5. 輸送用容器（タンク、タンク車、タンクローリーを除く）は危険物の規制に関する別表第3の2項に定めたものを使用する。
- ・ 6. その他関係法令の定めるところに従う。

15 適用法令：

消防法：

労働安全衛生法：

化学物質管理促進法：

下水道法：

海洋汚染防止法：

水質汚濁防止法：

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：

第四類第二石油類 危険等級Ⅲ

通知対象物

通知対象物

鉱油類排出規制

油分排出規制

油分排出規制

産業廃棄物規則

16 その他の情報

参考資料

- a) 許容濃度等の勧告、日本産業衛生学会（2006）
- b) 米国産業衛生専門家会議（ACGIH）“TLVs and BELs 2004”（2004）
- c) 製品評価技術基盤機構 GHS 分類結果
- d) 「化学物質の発ガン性評価とその分類基準（第7版）」

本製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。

取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取り扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。

従って、本データシートそのものは安全の保証書ではありません。